■日常生活用具の種目等(重度の身体・知的・精神障害者・難病患者等)

	年 ロ	基準額(円)		対 象 者	耐用
	種目		対象年齢	障害及び程度	年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154, 000	18 歳以上	下肢又は体幹機能障害2級以上の身 体障害者	8年
	特殊マット(簡易型)	19, 600	18 歳以上	下肢又は体幹機能障害 1 級の身体障害者 (常時介護を要する人に限る) ②又は A の知的障害者	5年
			3 歳以上 18 歳未満	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児	54
	特殊マット(褥瘡予防型)	84, 000	18 歳以上	下肢又は体幹機能障害1級の身体障害者であって、必要と認められるもの (常時介護を要する人に限る)	5年
			3 歳以上 18 歳未満	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児であって、必要と認められる もの	
	特殊尿器	67, 000	学齢児童 以上	下肢又は体幹機能障害1級の身体障害者(児)であって、常時介護を要する人	5年
	入浴担架	82, 400	3 歳以上	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)であって、入浴に介助を要する人	5年
	体位変換器	15, 000	学齢児童 以上	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)であって、下着交換等に 介助を要する人	5年
	移動用リフト	159, 000	3歳以上	下肢又は体幹機能障害2級以上の身 体障害者(児)	4年
	訓練いす(児のみ)	33, 100	3 歳以上 18 歳未満	下肢又は体幹機能障害2級以上の身 体障害児	5年
	訓練用ベッド(児のみ)	159, 200	学齢児童 以上 18 歳未満	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身 体障害児	8年
	入浴補助用具	90, 000	3 歳以上	下肢又は体幹機能障害を有する身体 障害者(児)であって、入浴に介助を必 要とする人	8年
	便器	9, 850	学齢児童 以上	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)	8年
	T字状・棒状のつえ	4, 200	3 歳以上	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能 障害を有する身体障害者(児)であっ て、つえの使用により歩行が改善され る人	3年
自立生活支援用具	移動・移乗支援用具	60, 000	3 歳以上	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能 障害を有する身体障害者(児)であって、家庭内の移動等に介助を要する人	8年
	頭部保護帽	36, 750	_	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害を有する身体障害者(児)であって、立位や歩行が不安定でよく転倒する人 知的障害者(児)・精神障害者(児)であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する人	3年
	特殊便器	151, 200	学齢児童 以上	上肢機能障害 2 級以上の身体障害者 (児) ④又 A の知的障害者(児)であって、訓練を行っても自らの排泄後の処理が 困難な人	8年

	火災警報器	15, 500		障害程度2級以上、@又はAの知的障害者(児)又は精神障害者(児)(いずれも火災発生の感知・避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	8年
	自動消火器	28, 700	_		
	電磁調理器	41, 000	18 歳以上	視覚障害2級以上の身体障害者 (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ず る世帯)	6年
				④又は A の知的障害者	
	步行時間延長信号機用 小型送信機	7, 000	学齢児童 以上	視覚障害2級以上の身体障害者(児)	10年
	聴覚障害者用屋内信号 装置	87, 400	18 歳以上	聴覚障害2級以上の身体障害者であって、聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	10年

種目		基準額(円) 【費用限度額】	対 象 者		耐用	
			対象年齢	障害及び程度	年数	
在宅	透析液加温器		51, 500	3歳以上	じん臓機能障害3級以上の身体障害 者(児)	5年
	ネブライザー (吸入器)		36, 000		呼吸器機能障害3級以上又は同程度	
	電気式たん吸引器		56, 400	_	の身体障害者(児)であって必要と認められる人	5年
養生	酸素ボンベ運搬車		17, 000	18 歳以上	医療保険による在宅酸素療法の対象 となっている身体障害者	10年
在宅療養等支援用具	視覚障害者用体温計(音 声式)		9, 000	学齢児童 以上	視覚障害2級以上の身体障害者 (児)(視覚障害者(児)のみの世帯及び	5年
圕	視覚障害者	用体重計	18, 000	<u> </u>	これに準ずる世帯)	
具 	パルスオキシメーター		50, 000	_	呼吸器又は心臓機能障害又は同程度 の障害を有する人で、医療保険による 在宅酸素療法対象者又は人工呼吸器 装着者	5年
	携帯用会話補助装置		98, 800	学齢児童 以上	肢体不自由又は音声機能もしくは言語機能障害を有する身体障害者(児)であって、発声・発語に著しい障害を有する人	5年
	情報·通信支援用具 ※		100, 000	学齢児童 以上	上肢機能障害2級以上又は視覚障害2 級以上の身体障害者(児)	6年
	点字ディスプレイ		383, 500	18 歳以上	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級を有する身体障害者(児)	6年
情報	点字器	標準型 両面書用	10, 400	学齢児童 以上	視覚障害2級以上の身体障害者(児)	7年
-		携帯用 片面書用	7, 200			5年
意思疎通支援用具	点字タイプライター		63, 100	学齢児童 以上	視覚障害2級以上の身体障害者(児) であって、就労・就学しているか、就 労が見込まれる人	5年
援用	視覚障害者用 ポータブルレ コーダー等	録音再生器	85, 000	学齢児童 以上	視覚障害2級以上の身体障害者(児)	6年
真		再生専用器	35, 000			6年
		テープレコーダー	23, 000			2年
	視覚障害者用活字文書読上げ装 置		99, 800	学齢児童 以上	視覚障害2級以上の身体障害者(児)	6年
	音声 IC タグレコーダー		63, 000			
	視覚障害者用拡大読書器		198, 000	学齢児童 以上	視覚障害を有する身体障害者(児)でであって、本装置により文字等を読むことが可能となる人	8年

	視覚障害 者用時計	触読式 音声式	10, 300 13, 300	18 歳以上	視覚障害2級以上の身体障害者(児)	10年
		聴覚障害者用通信装置		 学齢児童 以上	聴覚障害者又は発生・発語に著しい障害を有する身体障害者	5年
	聴覚障害者用情報受信装 置		88, 900	_	聴覚障害者を有する身体障害者(児) であって、本装置によりテレビの視聴 が可能となる人	6年
	人工喉頭	笛 式 電動式	8, 100 70, 100	_	咽頭摘出者	4年 5年
	点字図書	15237-1	-	_	情報の入手を主に点字によって行っている視覚障害者(児)	-
	ストマ用	消化器系	8, 600 (月額)	_	直腸機能障害者(児)ストマ造設者	-
	装具	尿路系	11, 300 (月額)		ぼうこう機能障害者(児)ストマ造設 者	-
排泄管理支援用具	紙おむつ等		12, 000 (月額)	3 歳以上	・脳性麻痺等脳原性運動機能障害を有する身体障害者(児)であって、排尿もしくは排便の意思表示が困難な人・ぼうこう又は直腸機能障害を有する身体障害者(児)であって、高度の排便又は排尿機能障害があり紙おむつの使用が必要と認められる人	-
	収尿器	男性用	7, 700 8, 500	_	脊髄損傷等により高度の排尿機能障 害のある身体障害者(児)	1年
住宅改修費	居宅生活動	作補助用具	200, 000	学齢児童 以上	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害3級以上(特殊便器への取替の場合は上肢障害2級以上)の身体障害者(児)※ただし次にあげる人を除く (1)自己の所有に係る住宅以外の住宅に居住する人で、当該住宅の所有者又は利害関係人から改修工事の承諾が得られないもの (2)対象者が現に居住する(もしくは近日中に居住することが確実である)以外の住宅を改修しようとするもの (3)給付決定を受けた住宅を再度改修しようとするもの	一回 のみ

- ※情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフトをいいます。
- ※既に給付を受けている用具については、耐用年数の期間内の再交付は原則できません。
- ※この表でいう「これに準ずる世帯」とは次のいずれかに該当する世帯をいいます。
- (1) 健常者と同居しているが、日中はその人が就労・就学等のため障害者のみとなる世帯
- (2) 健常者と同居しているが、その人が高齢者・病弱等の理由により家事等を行うのに困難がある 世帯
- (3) 健常者と同居しているが、その者が病気入院等により長期間(おおむね3月の間)にわたって不在となり、障害者のみとなる世帯